

標準購入条件
〔日本〕

1 確認と受諾

- 1.1 売主は、異議を唱えることなく、ポールの注文書(以下「**注文書**」)を受領したことを確認するものとする。
- 1.2 注文書の受諾は(書面または口頭による確認、作業の開始、商品の出荷、またはサービスの履行(かかる商品とサービスを総称して、以下「**商品**」という)によって行われた場合)、売主による本購入条件(以下「**本条件**」)の受諾を構成する。本条件については、売主の条件が優先するという規定がいずれかの文書に含まれている場合でも、その他の条件を排除して、本条件が当事者間の関係を規定するものとする。両当事者は同意するものとする。ポールによるいかなる行為も、その他の条件を受諾したとはみなされないものとする。ポールは、売主の見積書、注文書の確認またはその他の文書に記載されている追加条件または異なる条件に明示的に異議を唱え、これを排除する。

2 商品の引渡し、識別、所有権

- 2.1 商品は、売主がポールの注文書を受領する前に発送または履行してはならない。
- 2.2 商品は、注文書に指定された期日までに、またはポールが署名して書面で合意された期日(複数可)(以下「**引渡日**」)に引渡し(およびそれに関連するすべての作業を完了し)、履行するものとする。引渡日前に納入された商品、または注文書に指定された額を超える商品については、これを拒否し、売主の費用負担で返品することができる。
- 2.3 時間は、注文書に基づく売主の義務の履行において本質的な要素であり、売主は、引渡日を遵守するために最善の努力を払うものとする。売主は、引渡日に間に合わない遅延が発生した場合、直ちにポールに通知することに同意する。引渡日が何らかの理由で延期または遅延した場合、売主は、単独の費用負担で、利用可能な最も迅速な輸送方法により商品を引き渡すものとする。売主が商品の作業を開始しない場合、もしくはポールには売主が真摯に履行を進めているように見えない場合、または売主が引渡日までに引渡しを完了できない可能性がある場合、ポールはいつでも注文書またはその任意の部分を取り消すことができる。売主の慣習的または計画的な操業停止、休日または休業は、引渡日に影響を与えないものとする。
- 2.4 その他の権利や救済を損ねることなしに、商品が、(i) 要請された引渡日に引き渡されなかった場合、または、(ii) 注文書の要件に完全に準拠した証明書、身分証明書もしくは文書、具体的には、(1) 対象となる受領者が要請する形式および言語による、現時点の安全データシート(または同等のもの)、(2) 分析、試験、および原産地の証明書、もしくは適用法で要求されるその他の証明書、および、(3) ポールがすべての適用法に従って商品を使用、取り扱い、保管、流通するのを支援するために合理的に必要なその他すべての文書または情報を伴わずに納入された場合、ポールは、商品を拒否する権利を有するとともに、売主から、違約金としてではなく損害賠償金として(直接請求するか、または売主に支払う必要のある、あるいは売主に支払う予定の金額から控除する形で)1日あたりの遅延分から本価格(または注文書に指定されるその他の金額)を上限として、注文書に定められた購入価格(以下、「**本価格**」)の1/4%に相当する損害賠償金を回収する権利を有するものとする。
- 2.5 引渡しは、ポールがすべての商品およびその他すべての関連納入物(マニュアルおよびその他の文書を含む)を受領し、受け入れるまでは、ポールが事前に輸送料金を支払っていたか、支払いを合意していたかにかかわらず、完了したものはみなされないものとする。ポールは、不適合商品を拒否する権利を有するものとし、売主は、すべての不適合商品の所有権および紛失の危険を負担するものとし、また不適合商品を拒否したことによりポール側で発生したすべての費用を速やかにポールに弁済するものとする。ポールは、仕様書および合意された品質要件を満たさないすべての引き渡された商品に対し、合理的な市場価格の手数料を課す権利を留保する。この手数料は、ポールが不適合材料拒否(NCMR)文書を作成する際に発生した管理費用に相当するものであり、追加で課される可能性のある加工、再加工、または廃棄にかかわる費用は含まれない。引き渡された商品についてポールが支払いを行ったり、検品したりしたとしても、商品を受諾したとはみなされないものとし、本書に基づく売主の保証またはその他の義務について売主が免責されることはない。
- 2.6 商品の効率的な作動に必要なすべての機器、接続金具、付属品、および文書(注文書に記載されているかどうかは問わない)は本価格に含まれているとみなされ、すべて完備してポールに引き渡すものとする。
- 2.7 それぞれのパッケージやケースには、売主の名前、注文番号、注文書番号および参照番号(ある場合)、配送先住所、売主の住所、ケースの内容物の梱包明細書、その他ポールによるかまたは注文書、商品、ポールもしくは売主に適用される法律、規則、条例、業界基準、技術的優良慣行、環境安全衛生要件、プライバシー、データ保護規則と規制(以下、「**適用法**」)により要求される詳細を明記するものとする。

- 2.8 売主は、輸送中の損傷を防ぐため、適切な梱包、積み込み、固定を行う責任を負うものとする。ポールが書面で許可しない限り、梱包、木箱詰め、積み込み、または保管にかかわる料金を請求することはできない。
- 2.9 すべての商品は、適用法で定められた基準を満たし、またはそれを上回るように、また保管期間に耐えられるように適切に梱包するものとする。商品またはその一部が梱包不良または不十分な梱包のために破損した場合、破損した商品またはその一部は、引渡しを受け入れられたかどうかにかかわらず、売主の費用負担で修理または交換するものとする。輸送中の紛失または損害のリスクは、常に売主にあるものとする。
- 2.10 ポールが要求する場合、売主は、自らの費用負担で、契約上の引渡日以降、商品またはその一部を売主の施設で保管することに同意するものとする。売主は、契約上の引渡日から最長 90 日間、ポールに追加費用を負担させることなく、無料で保管、メンテナンス、保存、セキュリティ、および完全な保険契約を提供する。
- 2.11 第 2.10 項に記載されているように、出荷前に必要な保管期間が 90 日を超える場合で、それが売主の責任に帰さない事由による場合、売主は、当事者間で合意した上で、合理的な保管費用の払戻しを受ける。売主は、無料保管期間が終了する遅くとも 30 日前までに、追加保管案のすべての詳細を記載して、ポールに通知する義務を負うものとする。ポールは、独自の裁量により、提案された追加費用を受け入れるか、または他の手配を行うものとする。
- 2.12 両当事者が別途合意して注文書に明記しない限り、引渡し条件は DDP (Delivered Duty Paid、関税込持込渡し) (インコタームズ 2020) とし、すべての危険と輸送料は売主が負担するものとする。引渡し条件が FCA (Free Carrier、運送人渡し) (インコタームズ 2020) 指定配送地点渡しとして合意されている場合、すべての配送はポールが指定する一般運送業者が行うものとする。所有権および損失の危険は、ポールが指定する合意された出荷施設でポールに移転するものとし、ポールは所有権および危険の移転後に保険をかける義務を負うものとする。ただし、売主は、輸送、適切な梱包、積み込み、ドレージ、固定 (該当する場合) に必要な適切な文書の作成、およびそれに関連するすべての費用について責任を負うものとする。売主が、ポールが指定しない運送業者を使用して、FCA で出荷する場合、売主は、運賃を負担するものとする。注文書に明示的に記載されている場合またはポールが書面で同意した場合を除き、請求書に追加された運賃は一切支払われない。
- 2.13 ポールが書面により特に同意した場合を除き、売主は、注文書を上回る金額について、または注文書を履行する期限より前に、重要なコミットメントや生産手配を行ってはならない。売主は、本契約に基づき購入および販売される商品に関する売主の在庫管理に単独で責任を負うものとする。

3 検査

- 3.1 すべての商品は、製造中または、引渡し後の合理的な期間内であればいかなる時にも、ポールまたはその被指名人および該当する政府機関の検査の対象となる。このような検査が行われた場合でも、売主が、商品に対する責任または義務から免除されることはなく、また、いかなる方法でも商品の受け入れを拒否または撤回するポールの権利が除外されるとは解釈されないものとする。ポールが拒否した商品は、売主が処分するために保管するものとし、通知から 10 日以内に撤去されない場合は、売主の費用負担で売主に返却する場合がある。ポールが検査を実施しなかった場合でも、いかなる商品も検収したとはみなされないものとする。
- 3.2 売主側に注文書に基づく履行要件または引渡し要件を満たさない重大な危険があるとポールが独自の裁量で判断した場合、ポールは売主にサプライヤー改善プログラム (以下「SIP」) を履行するように要請する場合がある。SIP には、注文書内の指定された条項に基づいて売主が適切に履行するよう合理的範囲でカスタマイズされた具体的な報告要件と履行要件を含めることができる。売主が SIP の条件を満たさない場合、注文書への重大な違反となる。

4 価格と支払い

- 4.1 売主は、本価格が商品の供給を賄うのに十分であることを認める。本価格には、注文書に特に記載されている場合を除き、税金 (別段の合意がある場合を除く) およびすべての梱包料、配送料、その他の費用が含まれる。本価格は、ポールが引渡日を延長し、または注文書に基づく義務の履行を一時的に停止する場合でも、本条件に従って本契約に基づくすべての商品および必要書類が引き渡され、検収され、関連するすべての作業が完了するまで固定されるものとする。
- 4.2 注文書に別段の記載がない限り、ポールは、ポールが商品を受領した日または注文書の対象となる商品が満足のいくように完成した日から 60 日以内に本価格を支払うものとする。
- 4.3 商品の対価を支払ったことが、商品を検収したとはみなされないものとする。
- 4.4 どのような請求書も、ポールの注文番号に参照し、適切な宛名が記載され、請求されたすべての商品に関して十分な詳細が記載されていない限り、支払いを承諾するものではなく、ポールは支払いを行うどのような義務も負わないものとする。

- 4.5 商品の一部または全部の引渡し前に支払いが行われた場合、売主は、本書により、商品に対する担保権、商品を製造するために使用、購入または指定されたコンポーネントや原材料の担保権、またはポール(あるいはその子会社や代理店)が支払った金銭を使用して購入したコンポーネントや原材料に対する担保権をポールに付与し、ポールはそれらの担保権を有するものとし、この担保権は、売主がかかる支払いを受領次第、直ちに商品、コンポーネント、およびかかる原材料に付加されるものとする。売主はまた、売主の費用負担で、かかる担保権を証明するために、ポールが必要とみなすその他の合理的な行為を実行および提起(またはポールの裁量で、ポールまたはその代理人が提起することを許可)することに同意する。

5 表明、保証および誓約

- 5.1 売主は、ポールがいかなるときも売主の知識と技術、およびここに記載された売主の表明と保証に依存していることを認める。
- 5.2 売主は、本書により、ポールに対し、以下を表明し、保証し、誓約する。
- 5.2.1 商品およびすべてのコンポーネント、原材料、関連する作業の数量、品質、説明は、注文書および/またはポールから売主に提供された、またはポールが書面で同意した該当する契約書、仕様書、図面(以下、総称して「仕様書」)に明記したとおりとする。
- 5.2.2 商品は、適用法を遵守し、適用法に従って履行されるものとし、売主は、いかなるときもすべての適用法および政府の要件を遵守するものとする。
- 5.2.3 供給される商品は、新品であり、中古品、再調整品、または再生品であってはならず、設計、材料、および製造上の欠陥(潜在的な欠陥を含むが、これに限定されない)がなく、満足のいく商品としての品質を有し、意図された目的(以下「本目的」)に適合するものでなければならない。
- 5.2.4 売主は、すべての商品について、良好な所有権(すべての先取特権、制限、留保、担保権、抵当権、請求権、およびその他の所有権における瑕疵がないもの)をポールに譲渡するものとする。
- 5.2.5 売主が提供するソフトウェアには、ウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、タイムロック、隠しファイル、無効化コード、またはその他の悪意のあるコードや不正なコードは含まれておらず、売主はポールにそれらを送り込まないものとする。
- 5.2.6 商品、その製造工程、および本目的のための商品の使用、およびそれらが慣例的に意図されるあらゆる目的は、適用される国内外の特許請求権または第三者のその他の知的財産権を侵害しない。
- 5.2.7 費用を裏付けるために売主が提出したすべての文書および情報は、それらに関連する商品、活動、および取引の真実、正確かつ完全な説明を構成するものとする。
- 5.2.8 売主がポールに提供するすべてのサンプルは、設計、材料、および製造上の欠陥がないものとし、本書に基づき引き渡されるいかなる商品も、ポールの書面による事前承認なしに、対応するサンプル、またはポールが売主から受領した過去の供給品よりも品質または規格が劣るものであってはならない。
- 5.2.9 注文書に関連または関係して履行されるすべての作業および商品は、適切な資格を有し訓練を受けた人員が、十分な注意と勤勉さをもって、合理的な最高水準の品質で履行するものとする。ポールは、売主の費用負担で、前述の条項に従わない人員の交代を要求する権利を留保する。注文書において重要な人員が特定されている場合、売主は、かかる人員のみがサービスを履行することを表明し、保証するものとし、ポールの同意なしにかかる人員を代用してはならない。
- 5.2.10 売主は、本条件に同意し、注文書に基づき適用されるすべての義務と約束を履行する権利および権限を有しており、売主は、本条件または注文書に規定される条件といかなる形でも矛盾する可能性のある他の当事者といかなる協定も締結していない。
- 5.2.11 注文書に基づいて要求された商品の生産が、注文書に基づく商品の最終引渡し後 1 年以内のいずれかの時点で中止または一時停止される場合、売主は、中止または一時停止について遅くとも 180 日前に書面でポールに通知しなければならない。当該通知期間中、売主は、注文書の価格および条件で、ポールからの商品の注文を受け入れなければならない。
- 5.2.12 売主と第三者との間で発生する費用と義務はすべて、売主の義務であり、ポールはかかる第三者に対していかなる支払い義務も負わないものとする。
- 5.2.13 売主が商品に含まれるコンポーネントに関して保証の利益を有する場合、かかる保証の利益は譲渡可能であり、本書によりポールに譲渡されるものとする。ポールは、売主が提供した保証をポールの顧客に譲渡することができ、売主は、かかる譲渡を可能にするためにポールが要求するすべてのことを行うものとする。
- 5.2.14 本条件に含まれる表明および保証は、明示的か黙示的かを問わず、注文書またはコメントもしくは衡平法に基づいて提供される表明、保証、または救済に追加されるものであり、

これらを制限または限定するものとして解釈されることはない。いかなる方法であれ、ポールのかかる表明、保証または救済を制限、免責または限定しようとする売主の試みは、無効であり、効力を生じないものとする。ポールによる商品の検査、試験、検収、または使用は、この保証に基づく売主の義務に影響を及ぼさず、かかる検査、試験、検収、および使用後も存続するものとする。

6 欠陥商品と是正

- 6.1 商品に欠陥がある場合、または保証期間(以下に定義)中に注文書または本書に記載された保証の要件を満たさない場合、ポールは、ポールの単独の裁量により、以下の権利を留保する。
- 6.2 売主に対し、売主の危険負担と費用負担で、商品および関連作業に発生する可能性のある欠陥を是正するよう要求する。
- 6.3 売主の費用負担で、ポールが指定する期間内に修理もしくは交換のために商品を返品する、または交換サービスを要求する。
- 6.4 必要な調整を実施するか、またはポールが選択した第三者にそれを実施させ、その後、かかる作業に対して売主のアカウントに請求する。
- 6.5 当該不適合品の価値の減少を反映するように本価格を減額する公平な調整を行い、当該不適合品を保持する。
- 6.6 売主に対し、ポールの通知から 30 日以内に本価格全額を返金し、注文書またはその一部を終了するよう要求する。
- 6.7 「保証期間」とは、以下のうちいずれか長い方の期間を意味するものとする。(i) ポールが商品を受領した日から 24 か月間、または、(ii) 商品が指定された用途に使用された日から 18 か月間。ただし、該当する仕様に対する瑕疵または不適合が、当該期間内に発生したものの当該期間の満了までに明らかにならなかった場合、保証期間は、当該瑕疵または不適合が明らかになった日に開始し、その後 12 か月以内に終了する期間を意味するものとする。修理、交換、または修正された商品に関する保証期間は、欠陥または損傷の修理、交換、または修正が完了した日からさらに 12 か月の期間で再開するものとする。

7 監査権

- 7.1 ポールまたはその被指名人は、ポールが売主による適用法、注文書、および本条件の確実な遵守について納得するために必要であると判断した場合、合理的な時期に、合理的範囲で予告した上で、売主の施設で検査および／または監査を実施することができる。

8 履行保証

- 8.1 ポールが要請する場合、売主は、注文書の履行について、ポールが合理的に満足する形式の親会社の保証、債券、または銀行からの保証を提供するものとする。ポールが前払い金の支払いにリスクがあると信じるに足る合理的な根拠がある場合、ポールは支払った金額の全額返金を請求することができる。ポールの要請から 7 日以内に全額払戻しが行われない場合、ポールはポールの支払いを対象として提供されている担保権を要求することができる。

9 保険

- 9.1 売主は、売主の費用負担で、A.M. Best の格付けが A-以上の運送会社を通じて、売主の業界の同規模の会社が通常購入する限度額の保険を維持するものとする。ただし、売主は、最低でも、各事故について、対人／対物損害の最低限度額が 200 万ドルの製造物責任／完成作業賠償責任および契約上の賠償責任を含む企業総合賠償責任保険を維持し、ポールを追加被保険者として指名し、ポールに対する代位権を放棄するものとする。売主は、かかる保険補償を証明する保険証書をポールに提供し、要請に応じて裏書および／または保険のコピーを速やかに提出する。本条項で明記された限度額および保険契約／保険補償は最低要件であり、損失が発生した場合の売主の義務を定義または制限するものではない。

10 補償

- 10.1 注文書の受諾は、以下の原因、つまり、(i) 本条件または注文書に基づいて提供される商品、文書または情報が、本契約書または注文書に含まれる保証に準拠していないこと、(ii) 本条件または注文書に基づく売主の義務に対する売主による違反、(iii) 準拠法またはその他の規制要件を遵守しないこと、(iv) 売主、売主の従業員、代表者または代理人による過失または故意の不正行為、または、(v) 個人データ(以下に定義)の悪用、(vi) 商品の不適切な輸送、配送、使用、取り扱い、保管、および／または配布、(vii) 売主の管理下でのポールの機器または政府財産(両方の用語は以下に定義)の使用もしくは操作、保管と管理に起因して、ポールが被った、もしくはポール側で発生した合理的な弁護士費用、内部処理費用、再加工および再製造費用を含む、あらゆる法的

責任、損失、損害、死亡、傷害(個人または財産、およびあらゆる訴訟、請求または要求に関係する)にかかわる料金、費用、経費について、売主が、法律で認められる最大限の範囲でポール、その承継人および譲受人、子会社、関連会社、下請業者、代理人および代表者、ならびにポールの各役員、取締役、従業員、承継人および譲受人(以下、総称して「ポール側関係者」)を補償し、防御し、害を与えないという合意を構成するものとする。当該補償は、コモロ、契約、または衡平法により与えられるその他の救済に追加されるものとし、注文書の終了後も存続するものとする。

- 10.2** 売主は、本契約に基づき提供された商品またはコンポーネント部品が、第三者の国内または外国の特許(ポールが売主に提供した仕様書の厳守に起因する侵害を除く)、商標、またはその他の知的財産権を侵害または不正流用しているという主張、および不正流用された第三者の企業秘密情報を利用してはいけないという主張に基づき、ポール側関係者に対して提起された訴訟または訴訟手続を、売主の費用負担で補償し、防御するものとする。売主は、かかる訴訟または訴訟手続において裁定されたすべての損害賠償、罰金、和解金、費用および弁護士費用を支払うものとし、ポールの裁量により、(i) 売主の費用負担により、ポールが商品の購入および/または使用を継続する権利を交渉により取得する、(ii) 元の機能を維持しながら非侵害となるように商品を再加工する、(iii) 機能的に同等の非侵害商品と交換する、または、(iv) 本条件に基づき支払われた金額をポールに返金する、のいずれかを行うものとする。ポールは、本条項に基づく請求の弁護および和解を管理(control)する権利を有するものとする。ポールの書面による承諾がない限り、和解は成立しないものとする。

11 変更

- 11.1** ポールは、書面による通知または変更注文書により、当初注文した数量、仕様書、図面、または引渡日の変更を含め、注文書を変更することができる。売主は、ポールが要求するすべての変更を遅滞なく実施するものとする。売主は、価格および納品に対する変更の合理的な影響を速やかに書面でポールに通知するものとし、ポールが必要とみなす範囲において、公平な調整を行うものとする。調整請求は、変更が指示された日から 14 日以内に主張し、売主からポールに書面で通知しなければならない。売主の作為、不作為、または不履行の結果として生じた変更は、売主の費用負担で実施するものとする。

- 11.2** 注文書、本条件、または本仕様書のいかなる変更または認定も、ポールが書面で同意しない限り、無効とする。上記の文書に相違するポール側のいかなる行為も同文書の権利放棄を意味するものではなく、ポールはかかる文書に含まれるすべての条件に引き続き依拠する権利を有するものとする。ポールはまた、売主の従業員または代理人が行った陳述、保証、または表明に依拠する権利を有するものとする。

12 停止

- 12.1** ポールは、売主に書面で通知することにより、いつでも注文書の全部または一部の履行を停止することができる。このような停止通知を受けた場合、売主は、指定された範囲内で、注文書の履行を速やかに停止するものとし、このような停止期間中、売主が注文書の履行のために手元に置いているすべての仕掛品、材料、供給品、および機器を適切に管理し、保護するものとする。売主は、材料、労働力、機器を、一時停止に関連する費用を軽減するような方法で利用するよう最善の努力を払うものとする。ポールは、売主に書面で通知することで、一時停止された作業の全部または一部について、いつでも一時停止を撤回することができ、売主は、指定された撤回日に、一時停止が撤回された作業の真摯な履行を再開するものとする。売主が、そのような一時停止または一時停止の撤回によって、注文価格または履行時期を変更することが正当化されると考える場合、売主は、本条項に定める規定を遵守し、履行再開後 30 暦日までに変更依頼書を提出するものとする。いかなる場合においても、売主は、かかる一時停止または一時停止の撤回に起因する、見込み利益の損失、諸経費の負担、または付随的、必然的、またはその他の損害に対して、一切の権利を有しないものとする。

13 解除

- 13.1** 要求された引渡日までに商品を納品しない、またはポールの合理的な指示を実行しないなど、売主による義務の履行において不履行が発生した状況で、そのような不履行を是正できる場合、ポールは売主に対し、指定時間内にそのような不履行を是正するよう書面による通知を行うことができる。売主が通知の要件に従わない場合、またはポールの独自の見解により、売主の不履行がポールの満足のいかに改善できない場合、ポールは、売主にその旨の書面による通知を送達することにより、注文書に基づくその他の権利を損なうことなく、直ちに注文書の全部または一部を解除する権利を有するとともに、ポールは、注文書に基づいて以前に供給された商品を保持する権利を有するものとする。

- 13.2** ポールは、以下の場合、注文書の全部または一部を即時に取り消す権利を有するものとする。

- 13.2.1** 売主側で、本条件または注文書の表明、保証、誓約またはその他の条件への違反があり、その違反側で、ポールが売主に違反内容を明記し、その是正を要求する書面通知を行ってから 15 日以内に是正されなかった場合。
- 13.2.2** 売主が事業を中止する、破産宣告を受ける、資産に関して管財人が選任される、自主的または強制的に清算される、債権者のために一般譲渡を行う、または支払期日が到来した債務を支払うことができなくなる、または事業を中止する、または中止する恐れがある場合、または
- 13.2.3** ポールが、上記のいずれかの事象が発生しようとしていると合理的に判断し、そのことを売主に通知する場合。
- 13.3** ポールは、書面による通知を行うことで、理由なくいつでも注文書を解除できる。このような都合による解除の際に、ポールは、本条件または注文書に従って引き渡された商品を除き、売主に対してそれ以上の費用または責任を負わないものとする。かかる通知を受領した場合、売主は、解除通知で規定されている範囲を除き、すべての履行を停止するものとする。このような場合、ポールは売主に対し、解除日までに正常に履行されたすべての作業について、(解除の結果として売主がポールに対して有する可能性のあるすべての請求の完全かつ最終的な和解として) 支払いを行うものとする。これには、商品に組み込むために売主が取消不能で購入した、他の顧客に使用できる、売主に返品または第三者に再販売できるすべての材料(ただし、そのような材料が破損している場合、または元のパッケージに入っていない場合を除く)を、ポールが実費で再購入することが含まれる。いかなる場合においても、ポールは、見込み利益または諸経費を含む、間接的、結果的、偶発的、または特別な損害を売主に払い戻す必要はない。
- 13.4** 売主は、解除から生じる責任を軽減するために、あらゆる合理的な手段を講じるという自身の義務を認める。
- 13.5** 解除は、いかなる違反に関しても、または解除前に発生した事項に基づく権利および義務に関しても、売主の責任を免除するものではない。

14 不可抗力

- 14.1** いかなる場合でも、ポールは、異常気象、自然災害、火災、事故、またはその他の天災によって引き起こされた不履行、または履行の低下、ストライキ、ロックアウト、またはその他の労働力不足または混乱、ロックダウン、ボイコット、禁輸または関税、テロまたはテロ行為、戦争または戦争状態、内乱または暴動、公共または私設の電気通信ネットワーク障害、運送業者の遅延、またはその他の産業、農業、輸送の妨害、通常の供給源の喪失、流行病、パンデミック、感染症、疾病、または検疫、法律、規制、または政府のあらゆる行為、あるいはその他のポールの合理的な制御を超える事由(以下、個別に「**不可抗力事象**」)に関係する契約違反について、いかなる法的責任も負わないものとする。かかる不可抗力事象(複数)が継続している間、ポールの履行は免除され、停止されたものとみなされるものとし、その後合理的な期間、適宜遅延または調整されるものとする。
- 14.2** 注文書に基づく売主の履行は、(1) 不可抗力事象の開始から 3 暦日以内に、売主がポールに原因と理由を書面で通知するという条件を満たした場合にのみ、不可抗力事象の継続中に免除されるか、一時停止されたものとみなされるものとする。
- 14.3** 不可抗力事象の結果、義務の履行を妨げられた当事者は、注文書に基づくすべての義務への同事象による影響を軽減し、不可抗力事象が停止した後、可能な限り速やかに履行を再開するものとする。

15 機密保持

- 15.1** ポールが、文書化されているか否かを問わず、ポール、ポールの顧客、または他のベンダーの研究、開発、技術、製造、経済、またはその他のビジネス情報もしくはノウハウの機密性を開示し、または売主にアクセス権を付与した場合(以下、「**ポールの秘密情報**」)、売主は、ポールの権限のある代表者の書面による事前の同意がない限り、いかなる時点においても、かかる情報を他のいかなる個人または会社にも使用させたり、開示したりしないものとし、ポールの要請に応じて、売主はポールの標準的な秘密保持契約を締結するものとする。売主は、売主の過失により公知となった場合、適用法により義務付けられた場合(ただし、売主はポールにかかる法的要件を直ちに通知し、保護命令を取得するポールの試みに協力するものとする)、または本注文書の履行を目的として、第三者が本契約に記載されているものと同様に厳格な守秘義務を負う場合を除き、ポールの秘密情報を第三者に開示しないものとする。売主は、注文書を満たすことを目的とする場合を除き、ポールの秘密情報を使用してはならない。
- 15.2** ポールの秘密情報は、常にポールの所有物であり、要求に応じてポールに返却するものとする。書面による別段の合意がない限り、売主は、特許、意匠、企業秘密、著作権、データベース、ノウハウ、その他、登録、未登録を問わず、世界のいかなる場所においても、知的財産権(かかる権利と同等または類似の効力を有する保護の申請または形態を含む)を開発または申請するためにかかる情報を使用する権利を有しないものとする。

16 知的財産権

- 16.1 注文書に関連して、ポールが売主に提供した、または売主がポールのために作成した設計、仕様書、図面、材料、または情報は、その著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定される権利を含む)、意匠権またはその他の知的財産権とともに、ポールの独占的財産とする。売主は、かかる設計、仕様書、図面、材料、または情報を第三者に開示してはならない。ただし、適用法で要求される場合を除き、その場合、売主はかかる法的要件をポールに直ちに通知し、ポールによる保護情報の取得の試みに協力する必要がある。売主は、注文書を満たすことを目的とする場合を除き、そのような設計、仕様、図面、材料、または情報を使用してはならない。
- 16.2 ポールが売主に設計、仕様書、図面、作業成果物、または注文書におけるその他の成果物の作成を委託した場合、売主は、委託された作業が「職務著作」であることに同意し、成果物を作成した事業体であるポールが、成果物に対するすべての権利、所有権、利益、および作業から発生する可能性のあるその他の知的財産権を所有するものとする。さらに売主は、成果物が「職務著作」ではない限り、著作権全体または成果物中のその他の知的財産権の所有権を含む、成果物に対するすべての権利、所有権および利益の所有権をポールに譲渡することに同意する。売主は、ポールが成果物の著作権またはその他の知的財産権全体の所有権を完全なものにするために必要なすべての書類を作成することに同意する。
- 16.3 売主は、売主の成果物が独創的であり、いかなる第三者の権利も侵害しておらず、以前に譲渡、使用許諾、またはその他の担保に供されていないことを表明し、保証する。
- 16.4 売主の知的財産が売主によって提供または制作された成果物に組み込まれているか含まれているか、またはその使用に必要な場合、売主は本書により、かかる成果物に関連してかかる知的財産を使用する非独占的権利をポールに付与する。

17 法律の遵守

- 17.1 売主およびその下請業者は、(i) 保護対象の退役軍人または障害者としての地位に基づく差別禁止法、または人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、国籍に基づく差別を禁止する法律、(ii) 労働安全衛生法および基準設定団体によって策定された基準、(iii) 英国贈収賄防止法、米国海外腐敗行為防止法、および現地の法律または規制を含むがこれらに限定されない、汚職防止および贈収賄防止にかかわる法律と規制、(iv) 政府調達規制に関する(これに限定されない)適用法を遵守するものとする。
- 17.2 売主は、(直接的または間接的に)政府の公務員、その他の人または第三者を不当にまたは腐敗させ、不適切なビジネス上の利益を得るために、金銭または有価物の支払いを申し出たり、そのような申し出や支払いを許可したりしたことはなく、また今後もそのような支払いを受け入れることはない。
- 17.3 売主は、適用法を遵守するために必要とされる積極的な措置を講じるものとする。売主は、ポールから要請があった場合、輸出規制、経済制裁、または適用される法域の制裁法を含む適用法を遵守していることを、ポールが合理的に規定した書式で書面の証明書を提出することに同意するものとする。

18 データ保護

- 18.1 「処理」(「処理する」または「処理した」を含む)とは、自動的な手段によるかどうかにかかわらず、個人データに対して実行される操作または一連の操作を意味し、具体的には、収集、記録、整理、保管、アクセス、改良、変更、検索(retrieval)、参照、使用、開示、配布、利用可能にする、調整、結合、ブロック、削除、消去、または破壊が含まれるが、これらに限定されない。
- 18.2 売主がポールから、またはポールに代わって取得した、特定または特定可能な自然人(注文書に従って要請されたポールの従業員の氏名(複数)、電子メールアドレス(複数)および関係情報を含む)を特定する、それに関係する、それを説明する、合理的に関連付けることができる、または直接的または間接的にリンクできるデータ(「個人データ」)を処理する(上記に定義)場合、売り主は、(i) ポールの書面による指示に基づいてのみ個人データを処理し、(ii) 個人データにアクセスできるすべての売主の人員に適切な守秘義務を課し、(iii) 個人データの漏洩を防止するための技術的および組織的措置を実施および維持するものとし、個人データの漏洩が発生した場合、売主は 48 時間以内にポールに通知し、個人データの漏洩を是正し、速やかに再発を防止するために必要なすべての是正努力を尽くし、(iv) ポールが適用法に基づく義務を履行するために必要となるすべての支援を提供し、(v) ポールの要求に応じて、すべての個人データを削除または返却し、(vi) ポールの書面による事前の同意なしに当該処理を外注しないものとする。
- 18.3 個人データの処理は、注文書の期間中、商品を提供する目的で行うものとする。
- 18.4 売主は、ポールの事前の書面による同意なしに、いかなる法域から他の法域にも個人データを転送してはならず、該当する場合には、国境を越えたデータ転送に適用される要件を遵守するために適切な転送契約またはその他のメカニズムを導入するものとする。

18.5 ポールが個人データを処理する方法の詳細は、以下の URL: <https://www.pall.com/en/about-pall/codes-and-policies/pall-corporation-privacy-policy.html> に掲載されている。

19 安全義務/EHS&S

19.1 売主は、注文書の履行に影響するすべての適用法および適正な技術慣行を遵守するものとし、該当する場合には、作業が実施される法域で適用され、注文書で指定されるポールの安全衛生要件を遵守するものとする。

19.2 商品に危険物または有害物質が含まれている場合、売主は、すべての適用法に従って、試験、登録、証明、輸送、梱包、ラベル付けを行い、必要な通知を提供するとともに、その他の取り扱いを行うものとする。

20 製品環境コンプライアンス

20.1 ポールは、自社が最終顧客に供給する製品の製造に使用される物品や材料内、またはこれらに接触するさまざまな物質の使用を管理、制限することに取り組んでおり、関連する物質のリストを文書番号 E962 (URL: <https://www.pall.com/content/dam/pall/pall-corp/literature-library/non-gated/E962.pdf> で入手可能) (「文書番号 E962」) で公開している。

20.2 売主は、(i) 文書番号 E962 の要求事項を読み、熟知し、変更がないか監視し、そのような変更が商品に影響する場合は直ちにポールに通知すること、および、(ii) 文書番号 E962 の要求事項を遵守することを約束する。

20.3 電気・電子機器および/または電子部品からなる商品について、売主は、該当する物質の濃度が欧州指令第 2011/65/EU 号 (「RoHS2」) (施行・修正済み) で指定された制限を超えないようにするものとする。

21 貿易コンプライアンス

21.1 売主は、売主が提供する製品および技術データが、国連および米国の法律/措置 (米国商務省産業安全保障局が管理する輸出管理規制、国際武器取引規制、および米国財務省が管理する規制と制裁など)、欧州連合加盟国、英国、中国、シンガポールの法律/措置を含むがこれに限定されない複数の管轄区域にわたる輸出管理および制裁規制 (以下、総称して「輸出管理法」) の対象となる可能性があることを承知していることをポールに対して特に表明および保証するとともに、ポールに供給する前に米国またはその他の国で必要とされるライセンス、許可、および/または承認を取得することを含め、輸出、再輸出、および国内移転に関する該当するすべての制限を遵守することに同意する。売主は、本契約に関連する売主の事業活動に適用される輸出管理、制裁、および類似の事項に関連する、世界中のすべての管轄区域の当該地域、国、およびその他の法律および規制を遵守すること、およびポールに当該法律に違反させるような行動を取らないことを表明し、保証する。

21.2 売主は、適用される輸出入法規を遵守するために必要なすべての情報を提供する。これには、注文書に基づいて供給されるすべての商品の正しい輸入分類 (Harmonized Tariff Schedule など)、正しい輸出分類 (輸出管理分類番号または米国軍需物資リストの分類またはその他の関連する管轄区分など)、および正しい原産国 (WTO 原産地規則による) が含まれるが、これらに限定されない。売主は、売主が注文書を受諾してから 5 営業日以内に、ポールが要求する書式で、売主がポールに供給する商品の正しい輸入分類、輸出分類、および原産国をポールに提供しなければならない。さらに、商業送り状と梱包リストにも関連情報を記載しなければならない。

21.3 該当する場合、売主は、米国税関セキュリティファイリング (「ISF」) の要件を満たし、請求書に以下の「ISF データ要素」を記載することに同意する。

- (1) メーカー名と住所
- (2) 売主名と住所
- (3) 買主名と住所
- (4) 送り先名と住所
- (5) HTSUS 番号
- (6) 原産国

21.4 海上輸送の場合、売主は、商品が外国の港で本船に積み込まれる遅くとも 72 時間前までに、「ISF」データを含む請求書をポールに提供するものとする。このような請求書を適時に提出しない場合、関連する商品が拒否されることになる可能性がある。売主は、商品の輸出入分類または原産国に変更があった場合、直ちにポールに通知しなければならない。

22 ツール、材料／無料発行材料

- 22.1** 政府所有のすべての工具、ツール、材料を特に除外して(以下、「政府所有物」)、すべての特別な金型、工具、型、パターン、治具、固定具、およびポールが売主に提供したその他の財産、または売主側で注文書を履行するために使用するためにポールが特に支払ったその他の財産(以下、総称して**ポール機器**)は、(a) ポールの財産であり、いかなるときもポールの財産であり続け、(b) ポールの指示により、いかなるときにも撤去するものとし、(c) 本契約に基づくポール向けの商品の製造に関してのみ使用され、(d) 売主の危険負担により保管庫に保管して、他の資産とは別に保管するものとし、(e) 売主が、売主の費用負担により、良好な修理および稼動状態を維持し、(f) ポールのすべての財産には、「ポールの財産」と表示し、(g) 売主が保管または管理している間、売主の費用負担により、交換費用に相当する金額で、ポールを受取人に指定して保険を掛けるものとする。
- 22.2** ポールが、作業に組み込むために無償で材料を提供する場合、売主は、そのような材料を経済的に使用するものとし、余剰分はポールに用途を説明し、ポールの指示に従って処分するものとする。劣悪な仕上がり、または売主がかかる材料を良好な方法または状態で維持できなかったことに起因するかかる材料の廃棄、損失、または損傷は、売主の費用負担で修理され、同等の品質および仕様の交換品となり、ポールの承認が必要となる。

23 雑則

- 23.1** **下請け**: 注文書は、売主が作業を実施することを条件として発注される。売主は、ポールの書面による事前承諾なしに、本注文またはその一部を下請けに出すことはできず、かかる承諾によって、本条件または注文書に基づく売主の義務および責任から売主が免除されることはない。このような書面による承諾なしに行われた譲渡、移転、または下請契約と称するものは無効であり、効力を生じないものとする。
- 23.2** **譲渡**: ポールの書面による承認なしに注文書が譲渡された場合、ポールによる正当な理由による注文書の解除に関連するポールのその他の権利に加えて、売主はポールに無償で十分な技術サービスおよび移行サービスを提供して、ポールの製品に対する継続的な要件を確保するために、売主からポールが選択した別のサプライヤーへの生産に整然と移行するよう確保するものとする。売主は、かかる他のサプライヤーと全面的に協力することに同意する。売主は、他のサプライヤーによる作業の履行を妨げるようないかなる行為も犯してはならない。両当事者は誠意をもって交渉し、移行サービスの開始前に、かかる移行サービスに関する売主からポールへの義務について書面による合意に達するものとする。
- 23.3** **権利放棄の否定**: ポールが、売主による注文書の厳格な履行、本条件の条項、または注文書に関連するその他の文書の履行をいかなるときも要求しなかったとしても、ポールが将来の履行を放棄したとは解釈されないものとする。
- 23.4** **相殺**: 売主がポールに対して責任を負うすべての費用、損害賠償、または経費は、売主に支払われるべき、または支払われることになる金銭から差し引かれるか、法律上の措置またはその他の措置により売主から回収することができる。
- 23.5** **統合**: ポールに対して発行された確認書を含むがこれに限定されない、売主が発行した文書に記載されている事前印刷または定型の条件は、本書により削除され、無効と宣言される。注文書、本条件、仕様書、および注文書に関連して売主とポールが署名した各契約(非開示契約または秘密保持契約を含む)は、完全な合意を構成する。これらは口頭で変更または解除することはできず、また、ポールの正当な権限を有する代表者が署名した書面がない限り、主張された変更、取消しまたは権利放棄によってポールが拘束されることはない。
- 23.6** **分離可能性**: 誤記、省略、欠陥、曖昧さ、もしくは矛盾が注文書の各部分において、または当該文書と適用される規約、法律または法的規制との間で発生した場合、売主は、ポールが書面を送付して売主に明確化するまで、曖昧さの影響を受ける売主の義務を続行または継続しないものとする。売主がポールに通知しなかった結果としていずれかの当事者が負担するすべての追加費用は、売主のみが負担するものとする。
- 23.7** **存続条項**: 本条件のすべての規定と、表明を記載する注文書の部分、第5条、第10条、第15条、第16条、注文書の解除前に発生したすべての義務、および第23条は、注文書の終了、取消し、または期限満了後も存続するものとする。
- 23.8** **第三者**: 本条件および注文書のすべての条項は、ポールおよび／または売主、およびそれぞれの許可された承継人および譲受人の唯一の利益のために意図されている。他のいかなる人物、当事者も、直接的または間接的に、参照またはその他によって、本契約に関する権利または利益を有しないものとする。
- 23.9** **言語**: 第2.4条の定めにかかわらず、注文書に関連して売主が提供する文書は(別途明示的に同意される場合、または適用法により要求される場合を除き)すべて日本語で作成されるものとする。
- 23.10** **準拠法**: 注文書の構成、有効性および履行は、法の抵触に関する原則に関わりなく日本法に準拠するものとし、売主は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

本書または注文書に基づく紛争に関連する郵送物の送達は、あらゆる目的に十分とみなされ、売主は、不十分な送達または同様の請求に基づいて、かかる送達に関連する請求をここに放棄する。